



2023年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社カチタス
代 表 者 名 代表取締役社長 新井 健資
(コード：8919 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 横田 和仁
(TEL. 03-5542-3882)

当社が提起していた消費税の更正処分等の取消請求訴訟に係る判決に関するお知らせ

当社は、2020年4月28日に関東信越国税局（以下、「国税当局」という。）より受領した「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書」（以下、「本件更正処分等」という。）について、国税当局に対し本件更正処分等の取消しを求める訴訟（以下、「本件訴訟」という。）を提起しておりましたが、本日、東京地方裁判所より当社の本件更正処分等の取消しの求めを棄却する判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件更正処分等の内容及び判決に至る経緯

(1) 本件更正処分等の内容

当社は、買主との間で土地及び建物を一体として売買契約を締結しているところ、過去に取引した物件の土地及び建物に係る固定資産税評価額の合計額に占める建物に係る固定資産税評価額の割合の平均値に消費税率を乗じて算出した実績率を、売買代金総額に乗じて建物にかかる消費税額を算定しております（以下、「当社按分方法」という。）。

国税当局は、当社按分方法は、課税資産の譲渡の対価の額と非課税資産の譲渡の対価の額との区分が消費税法施行令第45条第3項に規定する「合理的に区分されていないとき」に該当すると主張し、本件更正処分等が行われました。

（詳細は、2020年4月28日公表の「関東信越国税局からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。）

(2) 経緯

2020年4月28日	国税当局より、2016年3月期から2019年3月期の4年間を対象期間として、消費税の追加納付等を求める本件更正処分等の通知書を受領
2020年7月9日	国税不服審判所に対して、本件更正処分等の取消しを求める審査請求
2021年3月29日	本件更正処分等の取消しを求める訴訟を東京地方裁判所に提起
2022年7月11日	国税当局より、2020年3月期から2021年3月期の2年間を対象期間として、消費税の追加納付等を求める更正処分等（以下、「後続年度の更正処分等」という。）の通知書を受領
2022年10月5日	国税不服審判所に対して、後続年度の更正処分等の取消しを求める審査請求
2023年5月25日	東京地方裁判所による本件更正処分等に係る判決の言渡し

2. 判決の内容

国（国税当局）の主張を認め、当社の本件更正処分等の取消しの求めを棄却するもの。

3. 今後の対応

当社が提起している本件訴訟については、第1審判決の内容を精査した上で今後の対応を検討し、決定し次第、速やかにお知らせいたします。

4. 当社グループの業績に与える影響

2023年4月27日公表の「当社子会社に対する名古屋中税務署からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ」（2023年5月9日に一部訂正を公表）に記載したとおり、当社は、本件更正処分等を受けた以降も、従来の会計処理を継続しているため、2022年3月期及び2023年3月期については、国税当局が主張する計算方法と乖離が生じております。また、当社子会社である株式会社リプライス（以下、「リプライス」という。）においても、2023年3月期は税務調査の対象期間外となっていることから、2023年3月期については、国税当局が主張する計算方法と乖離が生じております。

そのため、国税当局の主張する計算方法と当社及びリプライスの会計処理の乖離する差額を2023年3月期の特別損失として計上いたします。

その影響額は以下の通りです。

【2023年3月期の連結業績に与える影響額】

売上高への影響	－百万円
営業利益への影響	－百万円
経常利益への影響	－百万円
消費税等差額等（特別損失）	3,445百万円
法人税、住民税及び事業税	△700百万円
法人税等還付税額	△368百万円
法人税等調整額	72百万円
親会社株主に帰属する当期純利益の減少	2,447百万円

また、2023年5月9日に公表いたしました「2024年3月期の連結業績予想数字」についても影響を与えます。

その影響額は以下の通りです。

【2024年3月期の連結業績予想に与える影響額】

売上高への影響	－百万円
消費税等差額等（販売費及び一般管理費）	2,250百万円
営業利益の減少	2,250百万円
経常利益の減少	2,250百万円
法人税、住民税及び事業税	△700百万円
親会社株主に帰属する当期純利益の減少	1,550百万円

なお、2023年3月期の連結業績及び2024年3月期の連結業績予想の正式な修正につきましては、判決の内容を精査した上で、速やかに修正して公表いたします。

5. 過去の連結財務諸表の推移について

今回の業績への影響は、国税当局との見解の相違による会計・税務処理上の取り扱いによるものであります。

当社グループが、過去5カ年において、当社グループが採用する計算方法と国税当局が主張する計算方法の乖離する金額を、当初より販売費及び一般管理費として会計処理していたと仮定した場合の連結財務諸表の金額は、以下のとおりです。

【国税当局の主張する会計・税務処理を当初より採用していたと仮定した場合の連結財務諸表の金額】

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期 純利益	1株当たり当 期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
2023年3月期	121,341	12,016	11,786	7,985	103.11
2022年3月期	101,269	11,632	11,201	7,323	94.91
2021年3月期	97,735	9,850	9,633	6,229	81.09
2020年3月期	89,978	9,033	8,807	5,725	74.98
2019年3月期	81,356	8,538	8,174	5,448	72.46

※当該金額は、当社グループが概算で計上した参考数字であり、会計監査人による監査対象外の数字です。

※当該金額は、当社グループが採用する計算方法と国税当局の主張する計算方法の乖離する金額を販売費及び一般管理費として計上したと仮定した金額であります。また、本件更正処分等に係る過少申告加算税及び延滞税については、対象となる年度の特別損失として計上したと仮定して算定しております。

※当該金額は、仮定の金額であり、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（「過年度遡及修正会計基準」）の適用は致しません。

当社グループを取り巻く事業環境は、日本全国に約850万戸と言われる空き家が主な仕入れ対象であり、この空き家は年々増加傾向にあり膨大な仕入れ対象となる物件があります。また、当社グループがリフォームにより再生した中古住宅をを求める購入層は、世帯年収200万円から500万円の所得層となっており、日本の世帯で最も多く分布する所得層であり、実需として根強い購入ニーズがあります。この様に当社グループを取り巻く事業環境は何ら変化しておらず、大きな社会課題とマーケットの中で、安定的に成長するという成長戦略には何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。

以上

(参考情報) 更正処分等に関連する過去の適時開示

2020年4月28日	関東信越国税局からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ
2021年3月23日	「関東信越国税局からの更正通知書受領（2020年4月28日）」の諸対応に関するお知らせ
2022年4月28日	関東信越国税局からの税務調査に関わる特別損失計上のお知らせ
2022年7月11日	関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ
2023年4月27日	当社子会社に対する名古屋中税務署からの更正通知書受領及び業績予想の修正に関するお知らせ